

「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」環境影響評価方法書に対する鶴岡市の意見

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が計画している「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」について、環境影響評価方法書に対する本市の意見は以下のとおりである。

1 全体的事項

(1) 住民との相互理解について

風力発電事業の実施に当たっては、住民理解が不可欠であることから、周辺住民並びに関係者に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、意見や要望に対しては誠意をもって対応するなど、住民との相互理解のもとで事業を行うこと。

(2) 他の風力発電所との累積的な影響について

対象事業実施区域の南西約1.7kmには、当該事業者が建設中である風力発電所（(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業）があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観等に関する累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の規模、配置等を検討すること。

(3) 送電設備の設置に係る環境影響について

対象事業実施区域及びその周辺には自然度が高い地域もあり、送電設備の設置に係る開発行為についても、動植物や景観等に及ぼす影響が非常に大きいと考える。このことから、今回の事業に附帯する送電設備の位置及び経路を可能な限り明確にし、これらが与える環境影響についても、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 事業計画の再検討について

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置の再検討、対象事業実施区域及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 個別事項

(1) 騒音及び振動、風車の影について

騒音及び振動に係る調査地点として5つ設定されているが、建設工事に伴う車両通行に関する生活への影響も懸念されることから、工事関係車両の主な走行ルートに基づき、適切に調査、予測及び評価できるよう、必要に応じ

て調査地点の追加や見直しを検討すること。

また、事業実施想定区域及びその周辺には、一般住宅のほか学校等の配慮が必要な施設も多く存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風車のタワーやブレードなどの日影が住宅又は農地等へ支障を及ぼす範囲及び時間帯を、シミュレーションにより定量的に予測し、早朝や夕方等、風車の影が広域に及ぶ時期や時間帯には、風車の稼働を一時的に停止する等、弾力的な運転管理措置を講じること。

(2) 土壌及び地盤、水資源について

対象事業実施区域には、急傾斜地崩落危険区域が存在しており、急傾斜地の崩落、地滑り、土石流の発生などの危険性が高いことから、降雨、降雪、地震等自然災害の発生も十分考慮の上、慎重に事業計画の検討を行うこと。

また、対象事業実施区域には、山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域が存在しており、その周辺には、複数の水道関係施設等があるとともに、農耕地では農業用水に湧水も利用していることから、工事期間中、風力発電設備の稼働後も水脈の枯渇、濁り等が施設管理に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 埋蔵文化財包蔵地等について

対象事業実施区域には、「浦田遺跡」「麓山遺跡」「宮ノ前遺跡」「段塚墳墓」「旗本台跡」「旗本台遺跡」があり、「矢引館跡」も対象事業実施区域に近接している。特に、「麓山遺跡」は、風車設置予定範囲に極めて隣接している。場合によっては、関連する埋蔵文化財の事前踏査や試掘調査等が必要となることから、事業計画の具体化に伴い関係機関と必ず事前に協議すること。

(4) 生態系（動物）について

対象事業実施区域周辺には、県指定「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」やラムサール条約登録湿地である「大山上池・下池」が存在し、そこには多種類の鳥類が生息し、冬には多くの水鳥が飛来する全国的に重要な越冬地となっている。また、対象事業実施区域周辺は、希少猛禽類の「クマタカ」や「オオタカ」の生息地域（狩場）にもなっているほか、国指定天然記念物である「カモシカ」の生息も確認されている。

これらのことから、対象事業実施区域周辺における鳥類やコウモリ類、希少動物の生態について、専門家等の知見及び最新の情報等により調査し、動物及び生態系への影響を回避又は低減すること。

(5) 生態系（植物）について

対象事業実施区域周辺には、天然記念物として国指定「三瀬気比神社社

叢」など自然度の高い植生等が存在する。また、山形県第2次レッドリスト（植物編）において絶滅危惧Ⅱ類に指定されている「コシノコバイモ」の自生地となっており、本事業の実施により、これら植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響を回避又は低減すること。

(6) 景観について

景観法及び鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例の規定に基づく届出を行うこと。なお、届出にあたっては、鶴岡市景観計画への適合を図る観点から、アセス着手前までに、市への事前相談を始めること。

眺望景観の変化の程度予測に当たり、「大山公園」に関しては、山形県景観条例に基づく眺望景観資産に指定されていることから、調査地点（視点場）の設定に際しては、公園指定管理者及び市関係課との現地立ち合いの上、決定すること。

また、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、地域住民や地元自治体等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域には、東北自然歩道「気比台・笠取峠のみち」やつるおか森の散歩道「笠取峠・三瀬里山コース」が存在しており、市民のみならず多くの方に利用されている。人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、あらかじめ管理者に対して十分に説明すること。

(8) その他の項目について

ア. 地形改変及び搬入路の建設等によって大型哺乳類の生息環境が改変された場合、生息地の消失や分断等により、地域個体群の健全な維持に対する影響を及ぼすおそれがある。また、大型哺乳類は長寿命で学習能力が高いため、生息環境の改変に伴って、人里への出没が増加し、地域住民に対して被害をもたらす危険性が高い。事業実施想定区域及びその周辺では、「ツキノワグマ」の目撃が多く報告されており、農作物被害に加え人的被害も懸念されることから、他の国内事例や専門家等の知見も踏まえ十分な検討を実施し対策を講じること。

イ. ブレードの回転あるいは風力発電機自体の存在により、電波障害が懸念されることから、電波への影響について調査しその影響を回避すること。